

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、随時監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 1 日

茨城県監査委員	半	村	登
同	黒	部	博英
同	澤	田	勝
同	田	中	美和

(注意事項)

監査実施機関名 教育庁総務企画部総務課	監査実施年月日 令和8年2月6日
○監査の結果 退職手当の支給事務において、内部統制が機能せず、支給額の算定を誤り、65名分を14,077,385円過少に、7名分を1,171,949円過大に支給したこと、また、この不足分の支給に伴う遅延損害金972,403円を発生させたことは適切でない。	
○措置状況 本件の支給額の誤り事案については、退職手当の計算の過程において、給料表の適用に変更があった職員に係る特例的な計算など、退職手当の算出過程上、職員の目視確認や手入力を要する項目について、確認漏れや誤入力があったことによるものである。 このため、職員の給与や人事の管理を行うために使用する「人事給与台帳管理システム」を改修し、令和8年10月以降の退職手当額の計算が自動化できるよう進めていく。 また、課長は、以下のとおり今回のような誤支給が起きないように体制を構築し、進捗管理を行った上で、最終確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>退職者が自身の給与情報を確認、記載する「履歴事項申立書」の様式を変更し、特例的な計算（ピーク時特例等）を行う対象者の把握を容易にした。 今後は、教育庁総務課及び各教育事務所の担当者と各所属（担当者、退職者本人）とのより確実な相互確認を期す。</li><li>特例的な計算について、毎年教育庁総務課が作成する「給与事務の手引」へ記載したほか、所属の担当者向け研修会での説明を行い、教育庁総務課、各教育事務所、各所属の担当者の制度への理解を深め、チェック体制の充実を図った。</li><li>教育庁総務課の担当者マニュアルを見直し、担当者の異動や変更に関わらず、確実な事務処理ができるようにするとともに、主担当に加え、チェック担当職員を指定し、複数人による確認を徹底する。</li><li>課長補佐は、計算誤りが生じやすい項目（ピーク時特例等）を中心に、全件チェックを実施する。</li><li>総括は、出納員としての確認に加え、複数人によるチェックが行われていることなど、チェック体制に不備がないことを確認する。</li></ul>	